

## 羽島市民の歯と口腔の健幸づくり推進条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民の歯と口腔の健幸づくりの推進に関する施策を定め、市民の歯と口腔の健幸づくりの推進に資することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健幸づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持及び増進し、健全な口腔機能を維持向上させることをいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者をいう。
- (3) かかりつけ歯科医 市民の歯と口腔の健幸づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の保健相談、治療等に対応する歯科医師をいう。
- (4) 教育関係者 学校等において幼児、児童、生徒及び学生の歯と口腔の健幸づくりに関わる者をいう。
- (5) 保健医療福祉関係者 保健、医療、社会福祉及び労働衛生に係る業務に従事する者であって歯と口腔の健幸づくりに関する業務を行う者（歯科医療等業務従事者を除く。）をいう。
- (6) 事業者 事業所において従業員を雇用して事業を行う者をいう。
- (7) 8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした取組をいう。

### （基本理念）

第3条 歯と口腔の健幸づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) すべての市民が生涯にわたり、日常生活において歯と口腔の疾患の予防に取り組み、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態や歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健幸づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健幸づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び岐阜県との連携を図りつつ、歯と口腔の健幸づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

2 市は、市民、歯科医療等業務従事者、教育関係者、保健医療福祉関係者及び事業者の行う歯と口腔の健幸づくりに関する取組みが効果的に推進されるよう、必要な対策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 自らの歯と口腔の健幸づくりに関する正しい知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔ケア等により歯科疾患の予防に取り組むとともに、市が実施する健診等の歯と口腔の健幸づくりに関する施策に積極的に参加すること。

(2) かかりつけ歯科医を持ち、その支援を受けること等により、自ら歯と口腔の健幸づくりに取り組むこと。

2 保護者その他の子どもを現に監護する者は、基本理念にのっとり、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の促進に努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者その他医療に従事する者の役割)

第6条 歯科医療等業務従事者その他医療に従事する者は、基本理念にのっとり、緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その業務において、幼児、児童、生徒及び学生に対する歯と口腔の健幸づくりの推進に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、その業務において、障がい者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯と口腔の健幸づくりの推進に努めるものとする。

3 教育関係者及び保健医療福祉関係者は、他の者が行う歯と口腔の健幸づくりに関する取組みと連携し、当該取組みに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他歯と口腔の健幸づくり

に関する取組みを推進するよう努めるものとする。

(医科歯科連携の体制の構築)

第9条 市は、糖尿病、誤嚥性肺炎、がんその他の歯科疾患等と関係を有する疾病を予防し、又は改善するための施策と連携して、歯と口腔の健幸づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、医師及び歯科医師並びにこれらの者を構成員とする保健医療等団体が相互に連携協力を図る体制の構築に努めるものとする。

(計画の策定)

第10条 市長は、第4条に規定する歯と口腔の健幸づくりに関する総合的かつ効果的な施策を計画的に推進するため、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく市の健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)において、一体的にその実施に関する計画を定めるものとする。

(基本的な施策の実施)

第11条 市は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする

- (1) 歯と口腔の健幸づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発を推進すること。
- (2) 乳幼児期及び学齢期における歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等業務従事者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
- (4) 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健を推進すること。
- (5) 口腔機能が低下しやすい高齢期において、オーラルフレイル(口腔機能が弱まっていく状態をいう。以下この号において同じ。)の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に発見し、回復させ、及び予防する取組みを推進すること。
- (6) 障がいのある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健幸づくりを推進すること。
- (7) 歯科口腔保健の観点からの食育の推進並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策を推進すること。
- (8) 周術期における歯科疾患の治療及び口腔のケア等を適切に行うため、医科及び歯科の連携体制の構築を推進すること。
- (9) 災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健幸づくりを推進するために必要なこと。

(財政上の措置)

第12条 市は、歯と口腔の健幸づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。